

会)のカミンチュ(門中の祭祀儀礼を取り仕切る者で、沖縄固有のものである)であり、儒学や儒教とは直接関係がない(稲福意見書(丙99)6、7頁)。なお、念のため言及すると、ユタも、儒学や儒教とは直接関係がない(稲福意見書(丙99)6、7頁)。

このように、久米崇聖会が、遷座御願において、儒学や儒教とは直接関係のない、沖縄一般の習俗的な祭祀儀礼を取り仕切る「カミンチュ」に、その行事の進行を依頼していることは、遷座式が、儒学や儒教といった特定の宗教に関する宗教的活動ではないことを示すものである(稲福意見書(丙99)7頁)。

民俗学的に見ると、もともと、我が国の文化・習俗には、何らかのお祝いなどの物事の節目において、自らの宗教的信仰とは関係なく、宗教的な形式を借りて威儀を整える文化・習俗がある(稲福意見書(丙99)7頁)。たとえば、結婚式において牧師や神職が進行することは、文化・習俗として一般的に行われているもので宗教的なものとは考えられていないし(稲福意見書(丙99)7頁)、最高裁判例(最判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁)により、神職による地鎮祭も政教分離には反しないものとされている。

さらに、沖縄についていえば、原審で詳しく主張したとおり、沖縄一般の習俗的な祭祀儀礼として、引越しの際に「屋敷の御願」と呼ばれる行事を行う文化・習俗があり、その際には土着の祭祀儀礼に精通した者に依頼して、行事の進行を取り仕切らせることが多い。(稲福意見書(丙99)7頁)。

久米崇聖会は、孔子廟の引越しを行う際に、沖縄のこのような「屋敷の御願」の習俗・文化を参考にして、儒学や儒教と直接関係のない「カミンチュ」に行事の進行を任せたものであり、このことは、本件施設が、儒教や儒学に頓着することなく、沖縄の歴史・文化を

伝える施設であることを示すものである。

そして、遷座式全体についてみれば、儒学・儒教になんら頓着することなく、「屋敷の御願」や「カミンチュ」の利用に加えて、沖縄の歴史・文化である旗頭や空手の演武等を行っているのであり、このことから、本件施設が、儒学・儒教を宗教として伝える施設ではなく、儒学・儒教（宗教ではない）を含めた沖縄の歴史・文化を行う施設であることが分かる。

8 まとめ

以上からすれば、本件施設についての原判決の「社寺に類する施設としての性格を引き継ぎ、現在も社会的儀礼にとどまらない参拝を受ける施設である上、本件施設全体が一体として、宗教的行事といえる釋奠祭禮を実施するための施設」との判断は誤りである。

歴史的に見ると、本件施設は、中国交易を促進するための施設であったり、教育施設であるとともに、沖縄・琉球の歴史文化を伝える施設であり、社寺とは全く異なる性質を持ち、儒学・儒教のための参拝を受ける施設でもなければ、宗教的行事のための施設でもない。

第7 久米崇聖会は宗教団体ではないこと（争点4）

1 はじめに

久米崇聖会と儒学との関係や久米崇聖会の設置経緯、天尊廟・天妃宮の管理の意義を正しく考察すれば、久米崇聖会は、久米村を中心とする沖縄の伝統・文化を継承するために結成された団体であり、宗教団体ではない。

以下、まずは、2で原判決との関係を整理したうえで、3で宗教団体の定義を確認し、4以降でその歴史的意味について主張する。

2 概要

原判決は、久米崇聖会について、本件施設等において宗教的行事を

行うことを主たる目的とする団体であると評価し、憲法 89 条の「宗教上の組織若しくは団体」及び憲法 20 条 1 項後段の「宗教団体」に該当すると認定・評価する。

その認定の根拠として、原判決は、本件施設及び行事の宗教性のほか、久米崇聖会の定款の定めや実際の事業の内容等を挙げている。

しかし、第 5、第 6 で述べた本件施設及び行事の歴史経緯を踏まえれば、そこに宗教性を見出すことはできず、久米崇聖会が宗教団体であることにはならない。

また、久米崇聖会の定款の定めや事業の内容等という点では、「孔子の教えの実践を中心とする精神文化」や「儒教の普及」が目的として挙げられていることや、釋奠祭禮の挙行が根拠とされているが、久米崇聖会が定款で掲げている精神文化や儒教とは、第 4 で述べたとおり、宗教としての儒教ではない。

従って、久米崇聖会を宗教団体とした原判決の判断は誤りである。以下、詳述する。

3 宗教団体の定義

憲法上の宗教団体とは、「特定の宗教（超自然的、超人間的本質（すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかんずく神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拝するもの）の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を本来の目的とする団体」である。

4 久米崇聖会は宗教としての儒教とは関係ないこと

第 4 の 3 で述べたとおり、仮に儒教に宗教性を見出すことができたとしても、それは、あくまでも自己の祖霊を信仰対象とする「家の宗教」に対してのものであり、個々人が自己の「祖霊」に対しておこなう行為であり、血族集団たる宗族において、宗廟・家廟で祈り、儒葬を行うものである（赤嶺意見書（丙 98）7頁）。

ここで、久米崇聖会の会員の中には、蔡氏、毛氏、梁氏、阮氏等の宗族が存在するが、それぞれが別個の血族集団となっており、別個に門中という組織で結合している（赤嶺意見書（丙98）7頁）。しかし、これらの門中においては、沖縄で広く習俗化している祖先崇拝の方式の祭祀が行われているにすぎず、祖先の神意を安置する宗廟・家廟は存在せず、宗廟・家廟で加地氏が宗教として指摘する〈孝〉の行為を行う者はいない（赤嶺意見書（丙98）7頁）。

しかも、本件で問題となっている本件施設は、久米崇聖会が管理しているが、孔子や四配の像や神位があるだけである。そのため、久米崇聖会は、儒学（儒教）という学問の創始者である孔子らに敬意を払うことはできても、祖先でもない孔子らを崇拝するというような宗教的な意味での儒学（儒教）に関する行為はしようがない（赤嶺意見書（丙98）7、8頁）。

そもそも、久米崇聖会は、久米村の伝統と文化を断絶させることなく継承していくという目的のために、本件施設を管理し、伝統行事である釋奠祭禮を再現しているのであって、「特定の宗教（超自然的、超人間的本質（すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかんずく神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拝するもの）の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を本来の目的とする団体」ではない（上里意見書（丙97）8頁）。

5 久米崇聖会の結成経緯

久米村の人々は、久米至聖廟の起源に深くかかわり、それまで長きにわたり釋奠祭禮の進行を中心的に担ってきた。そのため、久米村の有志が、祖先の伝えてきた伝統的な習俗を継承するために結成されたのが久米崇聖会であり（稲福意見書（丙99）4頁）、久米崇聖会は特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動のために結成されたわけではない。

6 天妃宮・天尊廟の管理について

天妃宮・天尊廟については、形式的には道教の神などが祀られている。しかし、沖縄には、道教を伝える司祭者としての道士が定住することなく、道教の教団や道観（寺院に相当する施設）も建立されていない（稲福意見書（丙99）5頁）。

現在、天妃宮・天尊廟を訪問する一般人はいるが、いずれも、道教や儒教について何らかの信仰を行う活動をするために訪れているものではなく、それぞれが信ずる純然たる沖縄の習俗としての民間信仰のために、その場所を利用しているにすぎない（稲福意見書（丙99）5頁）。

実際、天妃宮・天尊廟に参拝している者は、ヒラウコー（沖縄独特の黒い板状の線香）やピンシー（酒、米などをおさめた箱型の祭祀道具）などを供え祈願を行っているが、これは中国の道教や儒教の祭祀とは全く異なる、純然たる沖縄の民間信仰の形式によるものである（稲福意見書（丙99）6頁）。

このことから、現在の天妃宮や天尊廟が、道教や儒教といった特定の宗教とための施設ではないことが分かる。

そして、久米崇聖会も、天妃宮・天尊廟について、道教や儒教といった特定の宗教のための施設として管理しているわけではなく、久米村の伝統的・歴史的建造物として、伝統文化・歴史の保存のために管理しているものである（稲福意見書（丙99）5, 6頁）。

7 まとめ

以上からしても、久米崇聖会を憲法上の宗教団体と評価する原判決の判断には誤りがある。

第8 一般人の評価（争点5）

1 はじめに

民俗学等の観点からすれば、一般人には、本件施設に対する土地の無償提供は、沖縄の歴史・文化を伝えるための歴史的建造物の再建・保存を目的としたものと捉えられている。

以下、まずは、2で原判決との関係を整理したうえで、3以降で詳細に主張する。

2 原判決の判断との関係

原判決は、「松山公園の無償提供状態は、久米崇聖会等による本件施設を利用した宗教的活動を容易にするものであって、儒教一般の宗教該当性についての結論いかににかかわらず、一般人の目から見て、那覇市が久米崇聖会の活動に係る特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものである。」と判断する。

その根拠として、原判決は、那覇市の委員会や作業部会において本件施設が宗教的施設ではないかとの意見や懸念が示されていたことを挙げている（根拠5-1）。さらに、久米崇聖会の正会員が久米三十六姓の末裔に限定されており、沖縄県公益認定等審議会の公益認定を受けられない見込みとなったこと（根拠5-2）、本件施設内には久米崇聖会の関係者以外には非公開の施設も存在すること（根拠5-3）を挙げ、本件施設の公共的・社会的意義や、本件設置許可等の目的の世俗的・公共的側面と相容れない閉鎖性を有していることが一般人が本件免除を特定の宗教の援助・助長と評価する理由としている。

しかし、いずれも事実認定や評価に誤りのあるものであるため、以下、詳述する。

3 那覇市の委員会や作業部会の意見（根拠5-1）

控訴理由書の第2の7の(2)で述べたとおり、根拠5-1は一部の委員の根拠のない意見を取り上げたものにすぎない。これらの意見は、第4で述べた本件施設に関わりのある儒学（儒教）についての真の理解を踏まえない意見にすぎず、これをもって一般人から「特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助している」と評価されると

はいえない。繰り返しになるが、儒学（儒教）や本件施設、釋奠祭禮の歴史認識を踏まえて正しく検討した結果、那覇市の委員会や作業部会においては、最終的に、本件施設に土地を無償で利用させても、特定の宗教に便益を提供したり、援助したりするものにはならないと判断し、無償提供を行っている。

このような原判決の判断は、考慮すべきでない事情を過大に評価し、考慮すべき事情を考慮しなかった結果、誤った判断となったものである。

4 久米崇聖会の会員の限定や啓聖祠について（根拠 5-2, 5-3）

第2の3の(1)で述べたとおり、久米崇聖会が久米三十六姓の末裔に会員を限定しているのは、長く続いてきた歴史や伝統を守るためという理由であり、何かしらの信仰により久米三十六姓の末裔に限定しなければならない理由があるわけではなく、宗教的な理由はない。

また、第2の2の(2)で述べたとおり、啓聖祠の扉を閉めているのは、管理上の理由によるものであり、拝所として一般公開していないからではなく、そこに宗教的な理由はない

従って、久米崇聖会が正会員を末裔に限定していることや啓聖祠の扉が閉まっていることに何ら宗教的な意味はなく、そのことを理由に、一般人が、本件施設への無償提供状態について、特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価することにはならない。

また、原判決は、「本件施設の公共的・社会的意義や、本件設置許可等の目的の世俗的・公共的側面と相容れない閉鎖性」という微妙な表現で評価を行っているが、歴史的価値や伝統を守りつつ、公共的・社会的意義を持つことは可能であるし、世俗的・公共的側面を

持つことも可能であるから、このような原判決の評価自体も誤りと言わざるを得ない。

5 全国の孔子廟に対する意識との関係

久米崇聖会が原審で詳細に主張したとおり、他の孔子廟に対する取扱いの調査の結果をみると、いずれの孔子廟においても、儒学は宗教ととらえられておらず、孔子廟も宗教的施設とは捉えられていないし、釋奠祭禮も宗教的活動とは捉えられていない。

このような全国の取扱いは、我が国の国民である一般人が、「儒学」や「釋奠祭禮」、「孔子廟」と公的機関が関わっても、特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助しているとは評価していないことを示しているものである。

本件施設の儒学と全国の孔子廟の儒学は日本への導入期から非常に密接に関連しており、全国同様、沖縄の孔子廟である本件施設が公的機関と関わりあいを持ったとしても、一般人は、特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助しているとは評価していないというべきである。

6 本件施設の釋奠祭禮に対する一般人の評価

本件施設の釋奠祭禮についてみると、釋奠祭禮が途絶えていた1884（明治17）年、釋奠祭禮は、久米村のみではなく、西、東、若狭、泉崎、泊、久茂地を含む各村の地域の人々に、復興が望まれており（稲福意見書（丙99）3頁）、当時から釋奠祭禮は、国家的儀礼としての「公祭」となっていたものである。

そして、現在の釋奠祭禮は、一応祭祀の体裁をとっているものの、その祭祀としての儀式は至って形式的であって、一般県民の間でも宗教儀礼ではなく、単に地域に根差した古式の儀礼の継承、再現とみる向きが大勢である（稲福意見書（丙99）3、4頁）。

7 久米崇聖会に対する一般人の評価

本件施設や天尊廟，天妃宮などは，久米村の発展の軌跡を示す伝統的・歴史的な場所であるがゆえに，久米村人の子孫により構成される久米崇聖会が，今日に至るまで管理しているものである（稲福意見書（丙99）5, 6頁）。

これは，特定の宗教に基づく活動ではなく，地域の伝統文化・歴史の保存や，伝統的な習俗の継承とみるのが妥当である（稲福意見書（丙99）5, 6頁）。

そもそも，本件施設における儒学（儒教）には，憲法上「宗教」性はないものであるが，天尊廟，天妃宮などに仮に何等かの宗教性があったとしても，村落において習俗化した拝所の管理や祭祀儀礼の挙行を，県内の多くの地元自治会や郷友会が行っているのと何ら変わらないものであり，このような見方は，現在の沖縄においてはごく一般的なものといえる（稲福意見書（丙99）7, 8頁）。

したがって，一般的な沖縄県民の間において，本件施設や天妃宮，天尊廟を管理し，釋奠祭禮の挙行等の活動を行っている久米崇聖会という団体が，特定の宗教のための活動を展開している組織であるとの認識はないというべきである（稲福意見書（丙99）5頁）。

また，沖縄では，祖先祭祀の儀礼を行うことを主な目的として結合した組織である門中が広く存在するが，これは宗教ではなく，習俗・文化となっている。それゆえ，久米村人の子孫により構成され，久米村系門中の集合体という性格を有する久米崇聖会が，自らの祖先が重要視してきた歴史・文化を継承するために結成されること自体についても，一般人から見て特別に宗教的なものと感じていることはない（稲福意見書（丙99）7, 8頁）。

8 沖縄の村落祭祀や門中祭祀との関係

また、沖縄においては、各門中で門中祭祀がおこなわれ、村落では村落祭祀が行われているが、これは、伝統的、形式的な儀礼のひとつであって、沖縄の歴史・文化を継承していくために行われており、宗教ではなく習俗であるというのが一般的な認識である（稲福意見書（丙99）6, 7頁）。

そのため、沖縄の一般人を基準としても、久米崇聖会が、久米村を含む沖縄の歴史・文化の継承するため、釋奠祭禮を行ったり、本件施設を管理したりしていることについて、宗教的な活動と捉えないのが一般的というべきである。

9 まとめ

以上からすれば、一般人としても、釋奠祭禮は沖縄の歴史・文化を伝える行事と捉えており、宗教的活動と評価してはならず、本件施設も久米村をはじめとする沖縄の歴史・文化を伝えていく施設として捉えており、宗教施設とは捉えていない。

そして、久米崇聖会についても、久米村の門中が集まり、久米村を含む沖縄の歴史・文化を伝えるための団体と評価されており、宗教団体とは到底とらえていない。

そして、本件施設に対する土地の無償提供についても、沖縄の歴史・文化を伝えるための歴史的建造物の再建・保存のための活動ととらえているのであり、特定の宗教を援助・助長するとは捉えられていない。

よって、一般人の評価や一般人への影響という観点からしても、本件免除が政教分離原則に反することはない。

第9 まとめ

以上のとおり、本件は、全国の孔子廟に関する事実や、本件施設及び釋奠祭禮、久米崇聖会についての沖縄・琉球の歴史認識に基づく社

会的・文化的な真の意義を深く考察すべき事案であるが、原判決はそのような考察をすることなく、本件施設及び釋奠祭禮、久米崇聖会の外形についての表面的な考察のみを行い、その外形から裁判官が主観的に感じた「宗教感」をもって、政教分離の判断をし、事実認定及び法的評価を誤ったものである。

原判決は、このような「宗教感」という曖昧で主観的な根拠をもって判断をしたがゆえに、当事者が争点としていた「本件施設にかかわりのある儒学（儒教）が特定の宗教であるか」について正面から判断せず、「儒教一般についての宗教該当性の結論いかんにかかわらず」という表現を用いて、まるで本件施設と関係のない儒教一般の宗教該当性のみが争われているかのように誤解してしまったものである。

控訴理由書でも指摘したが、政教分離違反に関するリーディングケースといわれる津地鎮祭訴訟事件（最判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁）は、政教分離違反かどうかは、「我が国の社会的、文化的諸条件に照らして」判断すべきとし、「ある行為が右にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するにあつては、当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか、その順序作法（式次第）が宗教の定める方式に則つたものであるかどうかなど、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従つて、客観的に判断しなければならない。」としており、原判決のような外形的側面のみにとらわれた判断がなされないよう、警鐘を鳴らしている。

したがって、本件においては、本件施設及び釋奠祭禮、久米崇聖会についての沖縄・琉球の歴史認識に基づく社会的・文化的な真の意義

を深く考察し、外形ではなく実質を踏まえて判断すべきであり、これまで縷々主張したとおり、本件施設及び釋奠祭禮、久米崇聖会の実質をふまえれば、本件免除は何ら政教分離規定に違反するものではないのである。

以上より、原判決の判断は誤りであり、取り消されるべきである。

第10 本件事案の重大性

本件は、本件施設のみならず、日本社会における学問・文化・教育の発展に深く貢献してきた湯島聖堂、足利学校、多久聖廟等などの全国の孔子廟に対し、それを宗教ととらえ、国家との関わりあいを禁ずるべきかどうかという非常に重大な問題を含んだものである。

差戻前の原審の審理（却下となったため、本案についての実質的な判断はなされなかった）の進行においても、裁判所は、全国の孔子廟における取扱いを重視しており、それに従い、久米崇聖会は全国の孔子廟についての詳しい主張や証拠の提出を行ってきたものであった。

しかしながら、原判決は、このような本件事案の重大性やこれに対する判断が持つ意味を理解せず、差戻前原審の進行の経緯も踏まえないうまま、形式的・表面的な判断を行い、事実の認定や法的評価を誤ったものである。

第11 今後の主張・立証の方針について

原判決は、本判決を、砂川政教分離訴訟事件判決（最判平成22年1月20日民集64巻1号1頁）と同じ枠組みで判断している（原判決28頁）が、一義的な宗教施設ではない本件施設について、この判断枠組みを用いること自体が誤りであることは、控訴理由書の第2の2の(2)で詳しく述べたとおりである。

以上の点を含めて、今後、憲法学の観点から、主張を追加するかどうか検討中である。